

## 2. 平成17年度有害大気汚染物質モニタリング調査結果について

### 1 測定目的

有害大気汚染物質は、極めて微量であっても、長期間曝露した場合、人の健康に有害な影響を及ぼす恐れがあります。このため、多くの化学物質の中から「有害大気汚染物質に該当する可能性のある物質(234物質)」がリストアップされ、更に、この中から、有害性の程度、大気環境中の状況等を考慮し、健康リスクが比較的高いと考えられる「優先取組物質(22物質)」が指定されています。

また、「優先取組物質」について科学的知見の充実したものから順次、環境基準や指針値が設定されており、現在、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタンの4物質について環境基準が、アクリロニトリル、塩化ビニルモノマー、水銀、ニッケル化合物の4物質について指針値が設定されています。

これら優先取組物質のうち、高知県が18物質、高知市及び環境省が19物質について、調査を行いました。

なお、高知市内については、高知市による測定値を使用し、南国市については環境省による測定値を使用しています。

#### 環境基準

環境基本法に基づき人の健康を保護するうえで維持することが望ましい基準  
指 針 値

有害性評価に係るデータの科学的信憑性において制約がある場合も含めて検討された、環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値

### 2 調査地点及び測定項目

一般環境については、高知市(大津)、南国市(南国大篠)、須崎市(高幡福祉保健所(現 須崎福祉保健所))、いの町(伊野合同庁舎)の3ヶ所で調査し、沿道については、高知市(東城山町)の1ヶ所で調査をしました。

調査した物質は、優先取組物質のうちベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、アクリロニトリル、塩化ビニルモノマー、水銀(及びその化合物)、ニッケル化合物、クロロホルム、酸化エチレン、1,2-ジクロロエタン、1,3-ブタジエン、アセトアルデヒド、ホルムアルデヒド、ヒ素及びその化合物、ベリリウム及びその化合物、マンガン及びその化合物、クロム及びその化合物、ベンゾ[a]ピレンの19物質です。(このうち、酸化エチレンについては、高知市及び南国市のみ測定しています。)

### 3 調査結果の概要

(1) 環境基準が設定されている4物質(ベンゼン、トリクロロエチレン、テ

トラクロロエチレン及びジクロロメタン) について

4 物質全てについて、全測定地点で環境基準に適合していました。(表 2 - 1 , 2 - 2 )

( 2 ) 指針値が設定されている 4 物質 ( アクリロニトリル、塩化ビニルモノマー、水銀、ニッケル化合物 ) について

4 物質全てについて、全測定地点で指針値に適合していました。(表 2 - 1 , 2 - 2 )

( 3 ) その他の優先取組物質 11 物質 ( 環境基準が未設定の物質 ) について

その他の物質の測定結果は、表 2 - 2 のとおりでした。

表 2 - 1 有害大気汚染物質の環境基準値・指針値適合状況

区 分	地域分類	一般環境					沿道
	所在地	高知市	安芸市	南国市	須崎市	いの町	高知市
	測定地点	大津	東部福祉保健所	南国大篠	高幡福祉保健所	伊野合同庁舎	東城山町
	測定機関	高知市	高知県	環境省	高知県		高知市
環境基準設定	ベンゼン	( )	( )	( - )	( )	( )	( )
	トリクロロエチレン	( )	( )	( - )	( )	( )	( )
	テトラクロロエチレン	( )	( )	( - )	( )	( )	( )
	ジクロロメタン	( )	( )	( - )	( )	( )	( )
指針値設定	アクリロニトリル	( )	( )	( - )	( )	( )	( )
	塩化ビニルモノマー	( )	( )	( - )	( )	( )	( )
	水銀(及びその化合物)	( )	( )	( - )	( )	( )	( )
	ニッケル化合物	( )	( )	( - )	( )	( )	( )

注 1 . は基準・指針値に適合、×は超過を表します。また、- は未測定を表します。

2 . ( ) 内は、平成 1 6 年度の測定結果です。

表 2 - 2 有害大気汚染物質の測定結果

	地域分類	一般環境				沿道	基準値等	
	所在地	高知市	南国市	須崎市	いの町	高知市		
	測定地点	大津	南国大篠	高幡福祉 保健所	伊野合 同庁舎	東城山 町		
環境基準 設定物質	ベンゼン	0.47	1.2	1.1	1.1	1.8	3	環境基準
	トリクロロエチレン	0.032	0.020	0.020	0.021	0.032	200	
	テトラクロロエチレン	0.31	0.037	0.11	(0.032)	0.44	200	
	ジクロロメタン	0.97	0.59	0.27	0.33	1.2	150	
指針値 設定物質	アクリロニトリル	(0.026)	0.021	(0.017)	(0.019)	(0.030)	2	指針値
	塩化ビニルモノマー	0.018	0.0078	0.034	0.039	0.021	10	
	水銀(及びその化合物)	2.4	2.4	2.9	1.7	2.0	40	
	ニッケル化合物	2.6	2.4	12	5.1	2.8	25	
その他の物質	クロロホルム	0.097	0.15	0.11	0.18	0.13	0.32	平成 17 年度 全国 平均 値
	酸化エチレン	0.052	0.060	-	-	0.076	0.093	
	1, 2 - ジクロロエタン	0.050	0.055	0.041	0.041	0.041	0.13	
	1, 3 - ブタジエン	0.099	0.12	0.10	0.13	0.37	0.22	
	アセトアルデヒド	1.6	2.7	1.3	1.6	1.4	2.8	
	ホルムアルデヒド	5.2	2.3	1.4	1.4	3.9	3.0	
	ヒ素及びその化合物	1.9	1.5	0.44	0.23	1.8	1.9	
	ベリリウム及びその化合物	(0.018)	0.0080	(0.067)	(0.065)	(0.016)	0.042	
	マンガン及びその化合物	21	13	20	21	20	33	
	クロム及びその化合物	2.6	3.0	2.9	2.4	2.4	6.9	
ベンゾ[a]ピレン	0.11	0.15	0.19	0.13	0.15	0.30		

注) 1 測定結果値は、年間測定値の算術平均値を記載しています。ただし、検出下限値未満のデータが存在する場合には、当該検出下限値に 1 / 2 を乗じて得られた値を用いて平均値を算出しました。

なお、この方法により算出した年平均値が、全測定値の最大の検出下限値未満の数値であった場合は、その値を括弧書きで表記しました。(環境省測定結果(南国大篠)については、環境省公表の表記方法に従いました。)

2 単位は、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、アクリロニトリル、塩化ビニルモノマー、クロロホルム、酸

化エチレン、1,2-ジクロロエタン、1,3-ブタジエン、アセトアルデヒド、ホルムアルデヒドについては  $\mu\text{g}/\text{m}^3$  を、水銀（及びその化合物）、ニッケル化合物、ヒ素及びその化合物、ベリリウム及びその化合物、マンガン及びその化合物、クロム及びその化合物、ベンゾ〔a〕ピレンについては  $\text{ng}/\text{m}^3$  を使用しています。

$\mu\text{g}$ （マイクログラム）、 $\text{ng}$ （ナノグラム）はそれぞれ、 $\text{g}$ （グラム）の100万分の1、10億分の1を意味します。